別紙様式２

平成１９年度内部監査基本計画書

平成１９年４月２５日決定

国立大学法人東北大学内部監査規程第１０条に基づき、平成１９年度に実施する監査基本計画を次のとおり定める。

１．監査の方針

監査室は、平成１７年度から大学経営の最高責任者である総長直属の組織として本学の経営目標の達成に貢献する監査に務めてきたところであるが、今後ともその使命を的確に果たすため、次に掲げる方針で内部監査に取り組む。

ア　本学を取り巻く環境の変化を十分に踏まえ、主として次に掲げる内部監査の機能に重点を置いて監査を行う。

①　中期目標に基づく中期計画が学内に浸透し、目標に沿った施策が効果的に実行されているかなど経営の基本問題を検討･評価し､その改善を図ることによって、目標の効果的達成を促進する。

②　日常的業務の中に組み込まれた基本的かつ重要な内部統制システムの整備・運用状況などを検討・評価し、その改善を図ることによって、内部統制の目標（業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、関連法規の遵守）をより効果的に達成するとともに、法定監査の実施にも資する。

③　本学の信頼性に重大な影響を与える不正、新たな事業活動の進捗状況など特別な個別事項を検討・評価し、その改善を図ることによって、本学の説明責任の向上及び大学経営の支援に資する。

イ　内部監査は、監査目的に合ったアプローチで行う。

例えば、中期目標の効果的達成に向けた監査にあっては、本学としての「あるべき姿」を明確にし、その上で現状を調査してギャップを分析し、改善案についての助言･提言等を行う。内部統制システムの整備･運用状況に関する監査にあっては、まず業務に関連するリスクを洗い出し、評価し、リスクの高いと判断された分野を優先的に監査対象とし、リスクに見合った対策を実施しているかを分析し、改善案についての助言・提言等を行う。

ウ　総長からの監査要請や社会的関心の高い事項については、機動的な監査を行うなど、適時適切に対応する。

エ　内部監査により指摘された問題に対する対処方針に関し、一定期間の後、適切な対処がなされたか、効果は上がっているか等について、必要に応じてフォローアップを実施する。

別紙様式２

２．監査の重点事項

内部監査は、監査の方針に基づき、監査室に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な重点事項を設定し計画的に実施する。

内部監査の重点事項は、多種多様な監査の領域の中から、施策・事業の動向や予算等の規模、内部統制の状況、過去の監査の結果などを勘案して設定する。特に、研究費の不正使用問題を契機に、研究機関が整備すべき研究費の管理・監査の具体的なガイドライン（基準）が示されたことも踏まえ、その整備及び対応状況等にも十分留意する。

平成１９年度の監査に当たっては、本学の基本理念に係る施策の重要性、外部検査機関等による指摘、文部科学省等からの要請に基づく監査や社会的関心の所在などを十分勘案して、次の５項目を設定する。

	重点事項	監査の理由
1	管理的経費の抑制 （省エネ対策）	本学は経費の抑制に関する目標を達成するための方策のひとつとして、エネルギー使用の合理化に努めることを掲げている。このため、エネルギーの管理体制の整備状況や省エネルギー推進のための具体的な取組み状況等を監査することにより目標の効果的な達成を図る。
2	危機管理体制	本学の教職員・学生の安全確保及び健康の保持増進を図るとともに、快適なキャンパス環境の形成を促進することは大学としての責務である。このため安全管理体制の整備や安全対策等の取組み状況を監査することにより、大学の危機管理体制の整備促進を図る。
3	学生等の学籍異動 （入学に係る手続きを含む）	学生等の学籍異動に伴う手続きは、規則等に基づき統一的に行われる必要がある。このため、必要な手続き等が適時適切に行われているかを監査することにより、学籍異動の事務及び債権管理が適切となることを目的とする。
4	科学研究費補助金の監査	科学研究費補助金の「使用ルール」において、毎年内部監査を実施することが義務付けられている。
5	会計監査	日常の会計業務において、規則等に基づく適正な執行となるよう監査を実施し、内部統制の整備及び不正防止を図る。

別紙様式２

３．監査の実施時期

内部監査の実施時期は、監事監査、会計監査人監査及び会計検査院による検査の実施時期等を考慮し、平成１９年７月から平成２０年１月までとする。

４．監査の対象部局

内部監査の対象部局については、それぞれの監査項目毎に別途「内部監査実施計画書」において定める。

５．監査の方法

監査は書面監査及び実地監査による方法で行う。

６．その他

（１）重大な事故・不正・誤り等の事実の発生を了知した場合は、必要に応じその内容を調査する。

（２）東北大学（担当理事)、監事、監査室及び会計監査人の四者が定期的に会合を開催し、相互の情報を共有することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図る。